

	項目	申し入れの内容	回答
1	死亡事故に関して	昨年度発生した2件の死亡事故に関する対策について、タンク蓋の落下防止対策等の設備改善やトラブル情報の活用等のマネジメントの改善が行われているが、対策が形骸化しないよう引き続き、東京電力の作業に関する関与を深めるとともに、定期的に内容の検証をすること。	<p>タンク蓋の落下防止対策等の設備改善やトラブル情報の活用等のマネジメントの改善については、アクションプランを定めて進捗を管理することとしております。</p> <p>アクションプランについては形骸化を防ぐことも考慮して、実施責任者を定め、横串部門である技術・品質安全部が定期的に進捗状況を確認し、発電所長に報告を行っております。</p> <p>8月の死亡災害を受けて、当社の協力企業への関与を引き続き強化していくよう取り組んでまいります。</p>
2		試運用中の危険体感教育については、さらに充実させると共に、計画的かつ早期により多くの作業員に受講させることにより、作業員の基本動作の徹底を図ること。特に新規入所者については、早急かつ確実に教育を受講出来るようにすること。	<p>危険体感教育については、8月に本設訓練施設が完成し、8月中旬より訓練を再開しております。</p> <p>福島第一原子力発電所の復旧作業に従事して頂いている作業員については、基本的に全員、本危険体感教育を受講して頂くことを計画しております。</p> <p>具体的には今回設置した本設訓練施設において、360名/週(1,440名/月)程度のペースで、5ヶ月で7,200名程度の訓練を計画しております。</p> <p>特に、1Fの経験が2年未満の作業員や新規入所者については、優先的に受講して頂くようお願いしているところです。</p>
3	労務費割増分の増額に関する取組について	「労務費割増の増額」に関する実効性の確保は、割増の増額分を全ての作業員に行き渡らせるために重要であることから、その確認作業に当たっては、安全推進協議会の活用などにより、2巡目の確認を効率的に進め、次回の労働安全衛生対策部会に進捗管理状況を報告すること。また、確認結果を踏まえ、改善事項等については、完了時期を明確にした上で、即座に対応すること。	<p>昨年度から実効性の確認作業を通して、割増に関する作業員への説明や労働条件通知書を確認することで賃金改善が図られていることを確認してきましたが、本施策を浸透させるために今年度も実効性の確認作業(2巡目)を実施しているところです。8月末の時点で確認作業可能対象57社中26社について完了しており、引き続き進めてまいります。</p> <p>また、実効性の確認作業は前回のアンケート実施時期前後から始めており、本年も8月末に実施しておりますので、その結果において改善状況の推移を確認したいと考えています。</p> <p>なお、従前から労働条件や割増賃金等に関する相談窓口はオープンにしておき、今後も引き続き対応してまいります。</p>
4	作業従事者の被ばく線量の状況について	今後、建屋内作業等の高線量作業も発生するため、作業環境の改善による被ばく線量低減をさらに着実かつ確実に推し進めること。また、作業員間の被ばく線量の平均化等、作業員が継続して働けるよう、関係事業者等に対して適切に、東京電力が関与した形で指導すること。	<p>フェーシングの効果を評価し作業環境の継続的な改善を進めるとともに、作業員の被ばく低減についてもALARAの精神に則り、協力企業と一体となって進めてまいります。</p>

	項目	申し入れの内容	回答
5	その他	作業環境改善や熱中症予防対策を確実に実施するとともに、遮熱性舗装等の現場環境改善策を計画し、確実に実行すること。	作業環境改善の一環として、遮熱性塗装の試験施工を5月から実施しており、夏場の温度確認や冬場の融雪性、耐久性などの確認を行い、今年度末を目途に評価結果をまとめる予定です。